

古賀市立小・中学校 P T C A 連合会事業補助金交付要綱

令和 5 年 3 月 7 日

教育委員会告示第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、古賀市立小・中学校 P T C A 連合会活動の連携を深め、学校、地域、家庭における児童、生徒の健全育成に寄与するため、古賀市立小・中学校 P T C A 連合会事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、古賀市教育委員会補助金交付規則(令和 2 年規則第 2 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、古賀市立小・中学校 P T C A 連合会とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 講演会事業
- (2) 広報事業
- (3) 研修事業

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

(補助金額等)

第 5 条 補助金額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額(その額に 1 ,

000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) とし、予算の範囲内において教育長が定める。ただし、上限額は、

300, 000円とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(効力)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

3 この告示の執行前にした行為については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

科目	内容
報償費	講師謝礼
使用料及び賃借料	施設使用料、冷暖房使用料
需用費	消耗品費、印刷製本費
通信運搬費	郵便料